

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 22 年度第 7 号
通 算 第 492 号
平成 22 年 11 月 29 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

平成 22 年度給与改定・期末勤勉手当等について

11 月 16 日午前 11 時から正午まで中央公民館小ホール、11 月 19 日午前 9 時から午前 10 時まで中央公民館視聴覚室において平成 22 年度の給与改定や 12 月期の期末・勤勉手当等について 2 回目及び 3 回目の交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

1 回目交渉時（11 月 5 日）には回答していなかった給与改定後の給料表を提示し、協議を行った。

組合への回答・提案

平成 22 年度の給与改定等について（メモ）	別紙 1 のとおり
「平成 22 年度の給与改定等について」の諾否期限について（メモ）	別紙 2 のとおり
平成 22 年度の給与改定等について（メモ）	別紙 3 のとおり
給与改定後の行政職給料表	別紙 4 のとおり
生活補給金の改定	別紙 5 のとおり
嘱託員の報酬改定等について（メモ）	別紙 6 のとおり
平成 22 年 12 月に支給する割増報酬等について（メモ）	別紙 7 のとおり

具体的な交渉内容

1 平成 22 年度の給与改定について

課題の要旨

平成 22 年度の給与改定等について修正回答及び改定後の給料表についての回答を行った。
また、給与改定並びに 55 歳以上でかつ 5 級以上の職員の給料月額等の 1.5% の 12 月 1 日実施について、引き続き協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>給与改定について</p> <p>給料表の改定率はどうなっているのか。</p>	<p>給料表の改定率は1級及び2級は0%、3級は0.04%、4級は0.08%、5級は0.10%、6級から8級は0.16%であり、55歳以上でかつ5級以上の1.5%や現給保障の引下げ等を加味した全体の給与改定率としては、0.21%となる。</p>
<p>国の全体の給与改定率である0.19%より引下げ率が大きくなっているのはどうしてか。</p>	<p>国の全体の給与改定率である0.19%より引下げ率が大きくなっているのは、国よりも本市の平均年齢が高いことから、55歳以上の1.5%の対象者や引下げ幅が大きい現給保障者の対象者の割合が高くなっていること等が想定されるものである。</p>
<p>すでに期末勤勉手当の20%の削減措置等を受けているのに、これ以上の引下げ、特に55歳以上の1.5%について承服できない。兵庫県や神戸市においては55歳以上の1.5%を実施しないではないか。独自のカットをしているのに、人事院勧告どおりの実施は許されない。</p>	<p>本市の給与制度の根幹については国準拠としている。一方、期末勤勉手当及び地域手当の削減措置については本市の財政状況などを勘案して実施している。</p>
<p>給与改定率については国の率に近づけるための工夫はまだできるのではないか。今年度から期末勤勉手当の20%削減措置が新たに加わり、昨年度から比べて年収は激減している。これ以上の引下げは例え月々数千円といえども耐え難いものがある。せめて削減措置期間中はしないでほしい。</p>	<p>期末勤勉手当や地域手当の削減措置を実施している中で今回の引下げ改定は職員にとって影響が大きいことは理解しているが、今後においても労使協議のうえ勤務条件の向上などできることはやっていきたいと考えている。</p>
<p>55歳以上の職員においては、期末勤勉手当の役職加算のところで工夫はできないのか。</p>	<p>役職加算の率については、プラン項目として見直しを実施したものであり、対応できるものではない。</p>

<p>55 歳以上の削減措置については、5 級以上ではなく、6 級以上にできないのか。</p>	<p>国が削減措置を実施する 6 級以上は本市の 5 級以上に対応していることから、仮に本市において 6 級以上としてしまうと、ラスパイレス指数が上昇する要因になり、現況において許されないと考えている。</p>
<p>55 歳以上の削減措置を退職手当に反映させるのか。</p>	<p>今回の人事院勧告の 1.5%の措置は平成 22 年 4 月 1 日現在の民間給与との官民格差を解消するために実施するものであり、退職手当の格差についてまで示していない。また、国においては、今回の 1.5%の措置が「当分の間」の暫定的な措置であり、退職時期によって大きな差が生まれれば、不公平感が強いと判断し、1.5%の減額前の給料月額を退職手当の算定基礎とすることから、本市も国同様に、1.5%の減額前の給料月額を退職手当の算定基礎とする。</p>
<p>55 歳以上の 1.5%の削減措置を受ける人は何名いるのか。</p>	<p>行政職給料表適用者においては、全体で 111 名、そのうち 5 級の職員については 54 名となっている。</p>
<p>教育職についても 55 歳以上の 1.5%の削減措置を実施するのか。</p>	<p>教育職給料表適用者については、人事交流があることから県の教育職給料表との均衡を図るとする原則があるなかで、給料については兵庫県の教育職に準拠した取扱いをすることとしており、今回の兵庫県の人事委員会勧告においては 1.5%について示されなかったことから、県と同様に実施しない。</p>
<p>期末勤勉手当について 再任用短時間の支給率については、国より下回っているが、国準拠といいながらいつまでこの措置が続くのか。</p>	<p>現時点の考え方を継続するものであり、今後、再任用自体の考え方が変わるときに合わせて議論することになる。</p>

<p>臨時的任用職員の賃金等について</p> <p>臨時的任用職員の賃金日額が概ね 30 円アップとなっているが、考え方はどうなのか。</p>	<p>臨時的任用職員の事務職の場合、現行 7,310 円の日額であるが、阪神間他都市と比べて年収が低位であることから、改善するものである。</p>
<p>臨時的任用職員に育児休業を導入しないのか。</p>	<p>今回の地方公務員育児休業法の改正においても臨時的任用職員の育児休業の取得については対象外とされていることから導入しない。</p>
<p>嘱託員について</p> <p>嘱託員についての報酬改定等はどう考えているのか。</p>	<p>月額報酬や割増報酬の改定について一定見直す中で妥結に向けて努力していきたい。</p>
<p>休暇制度について</p> <p>子の看護休暇等の休暇制度について特定事業主行動計画推進委員会等での協議はどうなっているのか。</p>	<p>現時点で具体的に提案できるものはないが、尼崎市特定事業主行動計画の後期策定について検討する場で、職業生活と家庭生活の両立、すなわちワークライフバランスの促進を目的として、その実効性について協議を重ねているところである。その議論のなかで、子の看護休暇についても、改正の必要が生じれば組合へ提案していくこととなる。</p>
<p>子の看護や親の介護のために使用できる年休積立制度が必要であると感じている。西宮市や伊丹市においても実施しているではないか。金銭面で労働条件の改善が図れないのであれば、休暇等の面においてカバーすべきである。期末勤勉手当等の削減措置を実施しているなら、そのことを踏まえて工夫してほしい。職員に閉塞感が漂っている。</p>	<p>期末勤勉手当等の 20%の削減措置、人員削減、団塊世代の退職等により、本市は過渡期にあるといえる。金銭面での改善は難しいが、職員のモチベーションを上げていくには、労使協議のうえ、何かできることを模索しながら、互いに力を合わせてこの局面を乗り越えていきたいと考えている。</p>

2 合理化提案項目等について

課題の要旨

9月30日に組合へ提案した合理化項目及び関連項目について、引き続き協議を行った。

組合の主張	当局の回答
リハビリテーション事業の合理化については、新採の単価を用いて効果額を算定しているが、なぜこの単価を使うのか。	根本的に事業を見直す場合は、構造改善効果額を用いるが、これは、職員が減ることにより新採も入ってこなくなることから、新採の単価分を効果として算出するものである。
具体的な契約内容はどうなっているのか。	バス及び一定数の人数が集まることができる場所を所有している業者が条件となるものと考えている。
地域保健の現場においてこれ以上の人員削減計画はないのか。	現時点においてはこれ以上の計画はないと理解している。

課題解決への方向性

本部と支部で平行して協議していくことを確認した。

以上
(給与担当)

平成 22 年度給与改定等について（メモ）

H22.11.5

組 合 要 求	回 答
<p>1 賃金引き上げについて 賃金引き上げを行うこと。</p> <p>組合員全員に 12 月昇給延伸を復元すること。</p> <p>1995 年賃金確定時の実損分（新給料表実施時期の値切り）を回復すること。</p> <p>地域手当の減額を早期に復元すること。</p>	<p>1</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(一)に準じ、行政職給料表を改定する。</p> <p>なお、平成 19 年 3 月 31 日時点の給料月額との差額を保障した後の額についても、国家公務員に準じ平成 19 年 3 月 31 日時点の給料月額から 0.41%の改定を行う。</p> <p>また、当分の間、55 歳以上でかつ行政職給料表 5 級以上の職員については、当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の給料月額（平成 19 年 3 月 31 日時点の給料月額との差額を保障した後の額含む。）及び管理職手当（平成 19 年 3 月 31 日時点の管理職手当との差額を保障した後の額含む。）についても、国家公務員に準じ 1.5%の削減措置を行う。</p> <p>実施時期については、平成 22 年 12 月 1 日とする。</p> <p>なお、技能労務職給料表の導入については、別途、現業評議会と話し合っていく。</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日から若年層の職員を中心に昇給延伸措置に係る復元のための給与調整を実施し、平成 18 年度末までに完了している。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>なお、平成 23 年度以後の地域手当については、別途提案のとおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>2 給料表について</p> <p>現行3級を旧国公5級水準に対応させ改善すること。</p> <p>係長給料表（現行4級）を旧国公7級水準に対応させ改善すること。</p>	<p>2</p> <p>現行どおりとする。</p>
<p>3 初任給水準の改善並びに中途採用者の賃金格差是正について</p> <p>定時制（高校・大学）卒の初任給支給基準を改善し、1歳4号とすること。</p> <p>年齢別初任給基準を改善し、昇給基準を1歳4号とすること。</p> <p>年齢別初任給基準を改善し、年齢別最低保障を40歳時点で標準賃金の8割以上（基本給比）とし基本給として位置づけ、全職員を対象とすること。</p> <p>前歴換算等の改善をすること。また、1年未満の端数は切り上げること。</p> <p>中途採用者の昇格年限は、民間歴を考慮し在級年数の短縮を行うこと。</p>	<p>3</p> <p>～ 現行どおりとする。</p> <p>なお、生活補給金については、給料表の回答に合わせて協議する。</p>
<p>4 昇格の改善について</p> <p>高卒経験14年32歳を目処に4級へ昇格させること。</p> <p>高卒経験23年41歳を目処に5級へ昇格させること。</p> <p>現在協議中の昇格制度について、2011年4月より実施すること。</p>	<p>4</p> <p>～ 現行どおりとする。</p> <p>4級昇格のあり方については、現在人事制度小委員会で協議しているところである。</p>
<p>5 「能力・成果主義による賃金制度」の導入について</p>	<p>5 勤務成績に基づく昇給制度及び勤勉手当への</p>

組 合 要 求	回 答
<p>ては、その是非も含めて事前に組合と協議すること。</p> <p>6 諸手当の改善について</p> <p>扶養手当 扶養手当を配偶者 18,000 円とし、子どもその他も同額に改善すること。また、高校・大学在学中の扶養手当は家計の負担を考慮し、大幅に引き上げること。 支給範囲を拡大し、学校在学中は支給すること。</p> <p>住居手当 家賃等の支払者については、家賃に見合う額に引き上げること。 市内・市外居住者を差別なく手当を支給し、持家者については、30,000 円以上とし、持家者のうちローン支払者については、 による支給をすること。</p> <p>通勤手当 交通機関利用者については、必要な額を全額支給すること。 交通用具利用者については、交通機関利用者の通勤手当に見合う額を支給すること。</p> <p>超勤手当 代休や振替の強要は止め、超勤手当を適正に支給すること。</p> <p>時間外勤務手当の支給率を 150/100 に改善し、深夜の時間外勤務手当の支給率を 200/100 とすること。</p> <p>4・5 級職員の超過勤務手当相当分が管理職手</p>	<p>成績率の反映の導入についても、必要な事項については引き続き協議を行っていく。</p> <p>6 現行どおりとする。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>代休の取得については、あくまでも本人の選択によるものであり、また、振替命令については、職員の健康管理の観点から、適正に発しているところである。 平成 23 年 4 月 1 日から、月 60 時間を超える超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとする。 現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>当（7%分）を上回る場合は、その差額を超勤手当として支給すること。また、水防、防災等の業務に従事した場合は超勤手当として支給すること。</p> <p>特殊勤務手当</p> <p>国にある特殊勤務手当（高所勤務手当等）を新設し、既存手当の引上げを行うこと。</p> <p>緊急出勤手当を新設すること。</p> <p>年末・年始期間中の特殊勤務手当の増額を行うこと。</p> <p>4・5 級職員が休日に出勤した場合、振替休を強要するのではなく、本人の意思に基づいて手当を支給すること。</p>	<p>～</p> <p>特殊勤務手当等については今後とも必要に応じて協議を行っていく。</p> <p>振替命令については、職員の健康管理の観点から、適正に発しているところである。</p>
<p>7 再任用職員について</p> <p>再任用職員の賃金カットを早急に復元すること。</p> <p>一時金の支給水準を国並みに引き上げること。</p>	<p>7</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>別途回答する。</p>
<p>8 臨時・非常勤職員等の改善について</p> <p>臨時・非常勤職員等については、権利及び賃金・労働条件は、正規職員と不合理な格差を是正し改善すること。</p> <p>希望者全員の雇用を行うとともに、その職場を確保すること。</p>	<p>8</p> <p>平成 23 年度の臨時的任用職員の賃金日額については現行どおりとする。</p> <p>平成 23 年度から本市を定年退職した後に OB 嘱託員となった者の報酬月額については、134,456 円（現行 134,750 円）とし、本市を定年前の勤奨退職により退職し、OB 嘱託員となった者の報酬月額については 305,074 円（現行 305,368 円）とする。</p> <p>その他の嘱託員の勤務条件等については、嘱託職員労働組合と話し合っていく。</p>
<p>9 休暇制度について</p> <p>子の看護休暇、短期介護休暇制度を「両立支援</p>	<p>9</p> <p>現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>休暇」と改めて、20日付与すること。</p> <p>2007年に労使合意した年次有給休暇の積み立て制度について履行すること。</p> <p>夏季休暇を増日すること。</p> <p>定年延長問題と併せてリフレッシュ休暇を二度取得することができるようにすること。</p> <p>ライフプラン研修休暇の取得手段を緩和すること。</p>	<p>現時点では制度導入は困難であるが、導入に向け、引き続き検討を行っていく。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>現行どおりとする。</p>

本回答に対する諾否については、平成22年11月16日(火)午前9時までにはされたい。

以 上
(給与担当)

別紙2

『平成 22 年度給与改定等について』の諾否期限について（メモ）

H22.11.16

『平成 22 年度給与改定等について』において、平成 22 年 11 月 16 日（火）午前 9 時としている諾否期限は、平成 22 年 11 月 19 日（金）午前 9 時とする。

以上
（給与担当）

平成 22 年度給与改定等について（メモ）

H22.11.19

『平成 22 年度給与改定等について（メモ）』[平成 22 年 11 月 5 日付け回答]及び『平成 22 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）』[平成 22 年 11 月 5 日付け回答]の内容の一部を、次のとおり修正する。

1 『平成 22 年度給与改定等について（メモ）』

修正前	修正後
8 平成 23 年度の臨時的任用職員の賃金日額については現行どおりとする。	8 平成 23 年度の臨時的任用職員の賃金日額については、別紙のとおり改定する。

2 『平成 22 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）』

修正前	修正後
3 臨時的任用職員の賃金については現行どおりとする。	3 平成 23 年度の臨時的任用職員の賃金日額については、別紙のとおり改定する。

以 上
（給与担当）

(別紙)

平成 23 年度 臨時的任用職員賃金改定 (7 時間 45 分)

単位：円

職種	区分	現行	改定後	引上額
事務職	高校卒以上又は 18 歳以上 (高校在学中の者を除く)	7,310	7,340	30
	その他	6,560	6,590	30
現業職	環境部の作業員	9,180	9,220	40
	その他作業員	8,500	8,540	40
	業務員、用務員及び調理師	8,050	8,080	30
	調理補助(半日勤務)	4,130	4,150	20
医療職	保健師	13,890	13,940	50
	看護師	9,770	9,810	40
	栄養士	9,660	9,700	40
保育士	有資格者	9,190	9,230	40
	その他	8,130	8,170	40
	パート保育士(時間単価)	1,370	1,380	10
技術職	環境・衛生職(無資格)	8,860	8,900	40

平成22年度 賃金・労働条件に関する要求書「1.賃金引き上げについて」行政職給料表回答

尼崎市1級						尼崎市2級							
号	改定前		改定後		改定額	改定率	号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差				給料月額	間差	給料月額	間差		
1	135.900	1.100	135.900	1.100	0	0.000	1	170.400	1.500	170.400	1.500	0	0.000
2	137.000	1.100	137.000	1.100	0	0.000	2	171.900	1.600	171.900	1.600	0	0.000
3	138.100	1.100	138.100	1.100	0	0.000	3	173.500	1.600	173.500	1.600	0	0.000
4	139.200	1.200	139.200	1.200	0	0.000	4	175.100	1.600	175.100	1.600	0	0.000
5	140.400	1.200	140.400	1.200	0	0.000	5	176.700	1.700	176.700	1.700	0	0.000
6	141.600	1.100	141.600	1.100	0	0.000	6	178.400	1.800	178.400	1.800	0	0.000
7	142.700	1.100	142.700	1.100	0	0.000	7	180.200	1.800	180.200	1.800	0	0.000
8	143.800	1.200	143.800	1.200	0	0.000	8	182.000	1.800	182.000	1.800	0	0.000
9	145.000	1.300	145.000	1.300	0	0.000	9	183.800	1.800	183.800	1.800	0	0.000
10	146.300	1.300	146.300	1.300	0	0.000	10	185.600	1.800	185.600	1.800	0	0.000
11	147.600	1.300	147.600	1.300	0	0.000	11	187.400	1.800	187.400	1.800	0	0.000
12	148.900	1.300	148.900	1.300	0	0.000	12	189.200	1.800	189.200	1.800	0	0.000
13	150.200	2.000	150.200	2.000	0	0.000	13	191.000	1.700	191.000	1.700	0	0.000
14	152.200	2.000	152.200	2.000	0	0.000	14	192.700	1.800	192.700	1.800	0	0.000
15	154.200	2.000	154.200	2.000	0	0.000	15	194.500	1.800	194.500	1.800	0	0.000
16	156.200	2.000	156.200	2.000	0	0.000	16	196.300	1.800	196.300	1.800	0	0.000
17	158.200	2.100	158.200	2.100	0	0.000	17	198.100	1.800	198.100	1.800	0	0.000
18	160.300	2.000	160.300	2.000	0	0.000	18	199.900	1.800	199.900	1.800	0	0.000
19	162.300	2.100	162.300	2.100	0	0.000	19	201.700	1.800	201.700	1.800	0	0.000
20	164.400	2.100	164.400	2.100	0	0.000	20	203.500	1.800	203.500	1.800	0	0.000
21	166.500	2.100	166.500	2.100	0	0.000	21	205.300	1.800	205.300	1.800	0	0.000
22	168.600	2.100	168.600	2.100	0	0.000	22	207.100	1.800	207.100	1.800	0	0.000
23	170.700	2.100	170.700	2.100	0	0.000	23	208.900	1.900	208.900	1.900	0	0.000
24	172.800	2.100	172.800	2.100	0	0.000	24	210.800	1.900	210.800	1.900	0	0.000
25	174.900	1.800	174.900	1.800	0	0.000	25	212.700	1.900	212.700	1.900	0	0.000
26	176.700	1.700	176.700	1.700	0	0.000	26	214.600	1.800	214.600	1.800	0	0.000
27	178.400	1.700	178.400	1.700	0	0.000	27	216.400	1.800	216.400	1.800	0	0.000
28	180.100	1.700	180.100	1.700	0	0.000	28	218.200	1.800	218.200	1.800	0	0.000
29	181.800	1.700	181.800	1.700	0	0.000	29	220.000	1.700	220.000	1.700	0	0.000
30	183.500	1.700	183.500	1.700	0	0.000	30	221.700	1.700	221.700	1.700	0	0.000
31	185.200	1.700	185.200	1.700	0	0.000	31	223.400	1.700	223.400	1.700	0	0.000
32	186.900	1.600	186.900	1.600	0	0.000	32	225.100	1.700	225.100	1.700	0	0.000
33	188.500	1.600	188.500	1.600	0	0.000	33	226.800	1.700	226.800	1.700	0	0.000
34	190.100	1.600	190.100	1.600	0	0.000	34	228.500	1.500	228.500	1.500	0	0.000
35	191.700	1.600	191.700	1.600	0	0.000	35	230.000	1.700	230.000	1.700	0	0.000
36	193.300	1.500	193.300	1.500	0	0.000	36	231.700	1.500	231.700	1.500	0	0.000
37	194.800	1.400	194.800	1.400	0	0.000	37	233.200	1.700	233.200	1.700	0	0.000
38	196.200	1.400	196.200	1.400	0	0.000	38	234.900	1.600	234.900	1.600	0	0.000
39	197.600	1.400	197.600	1.400	0	0.000	39	236.500	1.600	236.500	1.600	0	0.000
40	199.000	1.400	199.000	1.400	0	0.000	40	238.100	1.600	238.100	1.600	0	0.000
41	200.400	1.400	200.400	1.400	0	0.000	41	239.700	1.600	239.700	1.600	0	0.000
42	201.800	1.400	201.800	1.400	0	0.000	42	241.300	1.600	241.300	1.600	0	0.000
43	203.200	1.400	203.200	1.400	0	0.000	43	242.900	1.500	242.900	1.500	0	0.000
44	204.600	1.300	204.600	1.300	0	0.000	44	244.400	1.600	244.400	1.600	0	0.000
45	205.900	1.300	205.900	1.300	0	0.000	45	246.000	1.500	246.000	1.500	0	0.000
46	207.200	1.300	207.200	1.300	0	0.000	46	247.500	1.700	247.500	1.700	0	0.000
47	208.500	1.300	208.500	1.300	0	0.000	47	249.200	1.600	249.200	1.600	0	0.000
48	209.800	1.200	209.800	1.200	0	0.000	48	250.800	1.600	250.800	1.600	0	0.000
49	211.000	1.200	211.000	1.200	0	0.000	49	252.400	1.700	252.400	1.700	0	0.000
50	212.200	1.200	212.200	1.200	0	0.000	50	254.100	1.700	254.100	1.700	0	0.000
51	213.400	1.100	213.400	1.100	0	0.000	51	255.800	1.600	255.800	1.600	0	0.000
52	214.500	900	214.500	900	0	0.000	52	257.400	1.600	257.400	1.600	0	0.000
53	215.400	1.100	215.400	1.100	0	0.000	53	259.000	1.500	259.000	1.500	0	0.000
54	216.500	1.000	216.500	1.000	0	0.000	54	260.500	1.500	260.500	1.500	0	0.000
55	217.500	1.000	217.500	1.000	0	0.000	55	262.000	1.500	262.000	1.500	0	0.000
56	218.500	900	218.500	900	0	0.000	56	263.500	1.500	263.500	1.500	0	0.000
57	219.400	1.000	219.400	1.000	0	0.000	57	265.000	1.400	265.000	1.400	0	0.000
58	220.400	1.000	220.400	1.000	0	0.000	58	266.400	1.400	266.400	1.400	0	0.000
59	221.400	900	221.400	900	0	0.000	59	267.800	1.400	267.800	1.400	0	0.000
60	222.300	900	222.300	900	0	0.000	60	269.200	1.400	269.200	1.400	0	0.000
61	223.200	1.000	223.200	1.000	0	0.000	61	270.600	1.200	270.600	1.200	0	0.000
62	224.200	900	224.200	900	0	0.000	62	271.800	1.200	271.800	1.200	0	0.000
63	225.100	900	225.100	900	0	0.000	63	273.000	1.200	273.000	1.200	0	0.000
64	226.000	900	226.000	900	0	0.000	64	274.200	1.200	274.200	1.200	0	0.000
65	226.900	900	226.900	900	0	0.000	65	275.400	1.200	275.400	1.200	0	0.000
66	227.800	900	227.800	900	0	0.000	66	276.600	1.200	276.600	1.200	0	0.000
67	228.700	1.000	228.700	1.000	0	0.000	67	277.800	1.200	277.800	1.200	0	0.000
68	229.700	800	229.700	800	0	0.000	68	279.000	1.100	279.000	1.100	0	0.000
69	230.500	600	230.500	600	0	0.000	69	280.100	900	280.100	900	0	0.000
70	231.100	600	231.100	600	0	0.000	70	281.000	900	281.000	900	0	0.000
71	231.700	600	231.700	600	0	0.000	71	281.900	900	281.900	900	0	0.000
72	232.300	600	232.300	600	0	0.000	72	282.800	900	282.800	700	0	0.000
73	232.900	600	232.900	600	0	0.000	73	283.700	700	283.500	700	-200	-0.070
74	233.500	600	233.500	600	0	0.000	74	284.400	700	284.200	700	-200	-0.070
75	234.100	600	234.100	600	0	0.000	75	285.100	700	284.900	700	-200	-0.070
76	234.700	500	234.700	500	0	0.000	76	285.800	600	285.600	600	-200	-0.070
77	235.200	600	235.200	600	0	0.000	77	286.400	600	286.200	600	-200	-0.070
78	235.800	600	235.800	600	0	0.000	78	287.000	600	286.800	600	-200	-0.070
79	236.400	500	236.400	500	0	0.000	79	287.600	600	287.400	600	-200	-0.070
80	236.900	500	236.900	500	0	0.000	80	288.200	600	288.000	600	-200	-0.069
81	237.400	500	237.400	500	0	0.000	81	288.800	600	288.600	600	-200	-0.069

尼崎市 1 級						尼崎市2級							
号	改定前		改定後		改定額	改定率	号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差				給料月額	間差	給料月額	間差		
82	237.900	500	237.900	500	0	0.000	82	289.400	600	289.200	600	-200	-0.069
83	238.400	500	238.400	500	0	0.000	83	290.000	500	289.800	500	-200	-0.069
84	238.900	500	238.900	500	0	0.000	84	290.500	500	290.300	500	-200	-0.069
85	239.400	500	239.400	500	0	0.000	85	291.000	600	290.800	600	-200	-0.069
86	239.900	500	239.900	500	0	0.000	86	291.600	500	291.400	500	-200	-0.069
87	240.400	400	240.400	400	0	0.000	87	292.100	500	291.900	500	-200	-0.068
88	240.800	400	240.800	400	0	0.000	88	292.600	500	292.400	500	-200	-0.068
89	241.200	500	241.200	500	0	0.000	89	293.100	500	292.900	500	-200	-0.068
90	241.700	500	241.700	500	0	0.000	90	293.600	500	293.400	500	-200	-0.068
91	242.200	400	242.200	400	0	0.000	91	294.100	500	293.900	500	-200	-0.068
92	242.600	400	242.600	400	0	0.000	92	294.600	500	294.400	500	-200	-0.068
93	243.000		243.000		0	0.000	93	295.100	500	294.900	500	-200	-0.068
							94	295.600	500	295.400	500	-200	-0.068
							95	296.100	500	295.900	500	-200	-0.068
							96	296.600	400	296.400	400	-200	-0.067
							97	297.000	500	296.800	500	-200	-0.067
							98	297.500	500	297.300	500	-200	-0.067
							99	298.000	500	297.800	500	-200	-0.067
							100	298.500	500	298.300	500	-200	-0.067
							101	299.000	500	298.800	500	-200	-0.067
							102	299.500	500	299.300	500	-200	-0.067
							103	300.000	500	299.800	500	-200	-0.067
							104	300.500	500	300.300	500	-200	-0.067
							105	301.000	500	300.800	500	-200	-0.066
							106	301.500	500	301.300	500	-200	-0.066
							107	302.000	500	301.800	500	-200	-0.066
							108	302.500	500	302.300	500	-200	-0.066
							109	303.000	500	302.800	500	-200	-0.066
							110	303.500	500	303.300	500	-200	-0.066
							111	304.000	500	303.800	500	-200	-0.066
							112	304.500	400	304.300	400	-200	-0.066
							113	304.900	500	304.700	500	-200	-0.066
							114	305.400	500	305.200	500	-200	-0.065
							115	305.900	500	305.700	500	-200	-0.065
							116	306.400	400	306.200	400	-200	-0.065
							117	306.800		306.600		-200	-0.065
再任用	186,500		186,300		-200	-0.107	再任用	214,200		214,000		-200	-0.093

尼崎市3級						尼崎市4級							
号	改定前		改定後		改定額	改定率	号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差				給料月額	間差				
1	206.300	1.900	206.300	1.900	0	0.000	1	210.900	1.900	210.900	1.900	0	0.000
2	208.200	1.900	208.200	1.900	0	0.000	2	212.800	1.900	212.800	1.900	0	0.000
3	210.100	1.900	210.100	1.900	0	0.000	3	214.700	1.900	214.700	1.900	0	0.000
4	212.000	1.900	212.000	1.900	0	0.000	4	216.600	1.900	216.600	1.900	0	0.000
5	213.900	1.900	213.900	1.900	0	0.000	5	218.500	1.900	218.500	1.900	0	0.000
6	215.800	1.900	215.800	1.900	0	0.000	6	220.400	1.900	220.400	1.900	0	0.000
7	217.700	1.900	217.700	1.900	0	0.000	7	222.300	1.900	222.300	1.900	0	0.000
8	219.600	1.900	219.600	1.900	0	0.000	8	224.200	1.900	224.200	1.900	0	0.000
9	221.500	1.900	221.500	1.900	0	0.000	9	226.100	1.900	226.100	1.900	0	0.000
10	223.400	1.900	223.400	1.900	0	0.000	10	228.000	1.900	228.000	1.900	0	0.000
11	225.300	1.900	225.300	1.900	0	0.000	11	229.900	1.900	229.900	1.900	0	0.000
12	227.200	1.800	227.200	1.800	0	0.000	12	231.800	1.900	231.800	1.900	0	0.000
13	229.000	1.800	229.000	1.800	0	0.000	13	233.700	2.000	233.700	2.000	0	0.000
14	230.800	1.800	230.800	1.800	0	0.000	14	235.700	2.000	235.700	2.000	0	0.000
15	232.600	1.800	232.600	1.800	0	0.000	15	237.700	2.000	237.700	2.000	0	0.000
16	234.400	1.700	234.400	1.700	0	0.000	16	239.700	2.000	239.700	2.000	0	0.000
17	236.100	1.700	236.100	1.700	0	0.000	17	241.700	2.000	241.700	2.000	0	0.000
18	237.800	1.900	237.800	1.900	0	0.000	18	243.700	2.000	243.700	2.000	0	0.000
19	239.700	1.800	239.700	1.800	0	0.000	19	245.700	2.000	245.700	2.000	0	0.000
20	241.500	1.900	241.500	1.900	0	0.000	20	247.700	2.000	247.700	2.000	0	0.000
21	243.400	1.900	243.400	1.900	0	0.000	21	249.700	2.100	249.700	2.100	0	0.000
22	245.300	2.000	245.300	2.000	0	0.000	22	251.800	2.100	251.800	2.100	0	0.000
23	247.300	1.900	247.300	1.900	0	0.000	23	253.900	2.100	253.900	2.100	0	0.000
24	249.200	1.900	249.200	1.900	0	0.000	24	256.000	2.100	256.000	2.100	0	0.000
25	251.100	2.100	251.100	2.100	0	0.000	25	258.100	2.100	258.100	2.100	0	0.000
26	253.200	1.900	253.200	1.900	0	0.000	26	260.200	2.100	260.200	2.100	0	0.000
27	255.100	2.100	255.100	2.100	0	0.000	27	262.300	2.100	262.300	2.100	0	0.000
28	257.200	2.100	257.200	2.100	0	0.000	28	264.400	2.000	264.400	2.000	0	0.000
29	259.300	2.000	259.300	2.000	0	0.000	29	266.400	2.100	266.400	2.100	0	0.000
30	261.300	2.000	261.300	2.000	0	0.000	30	268.500	2.100	268.500	2.100	0	0.000
31	263.300	1.900	263.300	1.900	0	0.000	31	270.600	2.100	270.600	2.100	0	0.000
32	265.200	2.000	265.200	2.000	0	0.000	32	272.700	2.100	272.700	2.100	0	0.000
33	267.200	2.000	267.200	2.000	0	0.000	33	274.800	2.200	274.800	2.200	0	0.000
34	269.200	2.000	269.200	2.000	0	0.000	34	277.000	2.200	277.000	2.200	0	0.000
35	271.200	2.000	271.200	2.000	0	0.000	35	279.200	2.200	279.200	2.200	0	0.000
36	273.200	2.000	273.200	2.000	0	0.000	36	281.400	2.200	281.400	2.200	0	0.000
37	275.200	2.000	275.200	2.000	0	0.000	37	283.600	2.200	283.600	2.200	0	0.000
38	277.200	2.000	277.200	2.000	0	0.000	38	285.800	2.200	285.800	2.200	0	0.000
39	279.200	2.000	279.200	2.000	0	0.000	39	288.000	2.200	288.000	2.200	0	0.000
40	281.200	2.000	281.200	2.000	0	0.000	40	290.200	2.200	290.200	2.200	0	0.000
41	283.200	1.900	283.200	1.900	0	0.000	41	292.400	2.200	292.400	2.200	0	0.000
42	285.100	1.900	285.100	1.900	0	0.000	42	294.600	2.200	294.600	2.200	0	0.000
43	287.000	1.900	287.000	1.900	0	0.000	43	296.800	2.200	296.800	2.200	0	0.000
44	288.900	1.900	288.900	1.900	0	0.000	44	299.000	2.200	299.000	2.200	0	0.000
45	290.800	1.900	290.800	1.900	0	0.000	45	301.200	2.200	301.200	2.200	0	0.000
46	292.700	1.900	292.700	1.900	0	0.000	46	303.400	2.200	303.400	2.200	0	0.000
47	294.600	1.900	294.600	1.900	0	0.000	47	305.600	2.200	305.600	2.200	0	0.000
48	296.500	1.900	296.500	1.900	0	0.000	48	307.800	2.200	307.800	2.200	0	0.000
49	298.400	1.800	298.400	1.800	0	0.000	49	310.000	2.200	310.000	2.200	0	0.000
50	300.200	1.800	300.200	1.800	0	0.000	50	312.200	2.200	312.200	2.200	0	0.000
51	302.000	1.800	302.000	1.800	0	0.000	51	314.400	2.200	314.400	2.200	0	0.000
52	303.800	1.800	303.800	1.800	0	0.000	52	316.600	2.200	316.600	2.200	0	0.000
53	305.600	1.700	305.600	1.700	0	0.000	53	318.800	2.100	318.800	2.100	0	0.000
54	307.300	1.700	307.300	1.700	0	0.000	54	320.900	2.100	320.900	2.100	0	0.000
55	309.000	1.700	309.000	1.500	0	0.000	55	323.000	2.100	323.000	2.100	0	0.000
56	310.700	1.700	310.600	1.700	-100	-0.032	56	325.100	2.100	325.100	2.100	0	0.000
57	312.400	1.500	312.300	1.500	-100	-0.032	57	327.200	2.100	327.200	1.900	0	0.000
58	313.900	1.500	313.800	1.500	-100	-0.032	58	329.300	2.000	329.100	2.000	-200	-0.061
59	315.400	1.500	315.300	1.500	-100	-0.032	59	331.300	2.100	331.100	2.100	-200	-0.060
60	316.900	1.500	316.800	1.400	-100	-0.032	60	333.400	2.100	333.200	2.100	-200	-0.060
61	318.400	1.100	318.200	1.100	-200	-0.063	61	335.500	2.100	335.300	2.100	-200	-0.060
62	319.500	1.100	319.300	1.100	-200	-0.063	62	337.600	2.100	337.400	2.100	-200	-0.059
63	320.600	1.100	320.400	1.100	-200	-0.062	63	339.700	2.100	339.500	2.100	-200	-0.059
64	321.700	1.100	321.500	1.100	-200	-0.062	64	341.800	2.100	341.600	2.100	-200	-0.059
65	322.800	900	322.600	900	-200	-0.062	65	343.900	2.000	343.700	2.000	-200	-0.058
66	323.700	900	323.500	900	-200	-0.062	66	345.900	2.000	345.700	2.000	-200	-0.058
67	324.600	900	324.400	900	-200	-0.062	67	347.900	2.000	347.700	2.000	-200	-0.057
68	325.500	900	325.300	900	-200	-0.061	68	349.900	2.000	349.700	2.000	-200	-0.057
69	326.400	800	326.200	800	-200	-0.061	69	351.900	1.900	351.700	1.900	-200	-0.057
70	327.200	800	327.000	800	-200	-0.061	70	353.800	1.900	353.600	1.900	-200	-0.057
71	328.000	800	327.800	800	-200	-0.061	71	355.700	1.900	355.500	1.900	-200	-0.056
72	328.800	800	328.600	800	-200	-0.061	72	357.600	1.900	357.400	1.900	-200	-0.056
73	329.600	600	329.400	600	-200	-0.061	73	359.500	1.600	359.300	1.600	-200	-0.056
74	330.200	700	330.000	700	-200	-0.061	74	361.100	1.600	360.900	1.500	-200	-0.055
75	330.900	700	330.700	700	-200	-0.060	75	362.700	1.600	362.400	1.600	-300	-0.083
76	331.600	700	331.400	700	-200	-0.060	76	364.300	1.500	364.000	1.500	-300	-0.082
77	332.300	600	332.100	600	-200	-0.060	77	365.800	1.200	365.500	1.200	-300	-0.082
78	332.900	600	332.700	600	-200	-0.060	78	367.000	1.200	366.700	1.200	-300	-0.082
79	333.500	600	333.300	600	-200	-0.060	79	368.200	1.200	367.900	1.200	-300	-0.081
80	334.100	600	333.900	600	-200	-0.060	80	369.400	1.200	369.100	1.200	-300	-0.081
81	334.700	500	334.500	500	-200	-0.060	81	370.600	1.000	370.300	1.000	-300	-0.081

尼崎市3級					尼崎市4級								
号	改定前		改定後		改定額	改定率	号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差				給料月額	間差				
82	335.200	500	335.000	500	-200	-0.060	82	371.600	1,000	371.300	1,000	-300	-0.081
83	335.700	500	335.500	500	-200	-0.060	83	372.600	1,000	372.300	1,000	-300	-0.081
84	336.200	500	336.000	500	-200	-0.059	84	373.600	1,000	373.300	1,000	-300	-0.080
85	336.700	500	336.500	500	-200	-0.059	85	374.600	900	374.300	900	-300	-0.080
86	337.200	500	337.000	500	-200	-0.059	86	375.500	900	375.200	900	-300	-0.080
87	337.700	500	337.500	500	-200	-0.059	87	376.400	900	376.100	900	-300	-0.080
88	338.200	400	338.000	400	-200	-0.059	88	377.300	900	377.000	900	-300	-0.080
89	338.600	500	338.400	500	-200	-0.059	89	378.200	800	377.900	800	-300	-0.079
90	339.100	500	338.900	500	-200	-0.059	90	379.000	800	378.700	800	-300	-0.079
91	339.600	500	339.400	500	-200	-0.059	91	379.800	800	379.500	800	-300	-0.079
92	340.100	400	339.900	400	-200	-0.059	92	380.600	800	380.300	800	-300	-0.079
93	340.500	500	340.300	500	-200	-0.059	93	381.400	800	381.100	800	-300	-0.079
94	341.000	500	340.800	500	-200	-0.059	94	382.200	800	381.900	800	-300	-0.078
95	341.500	500	341.300	500	-200	-0.059	95	383.000	800	382.700	800	-300	-0.078
96	342.000	400	341.800	400	-200	-0.058	96	383.800	800	383.500	800	-300	-0.078
97	342.400	500	342.200	500	-200	-0.058	97	384.600	800	384.300	700	-300	-0.078
98	342.900	500	342.700	500	-200	-0.058	98	385.400	800	385.100	800	-300	-0.078
99	343.400	500	343.200	500	-200	-0.058	99	386.200	800	385.900	700	-300	-0.078
100	343.900	400	343.700	400	-200	-0.058	100	387.000	800	386.600	800	-400	-0.103
101	344.300	500	344.100	500	-200	-0.058	101	387.800	800	387.400	800	-400	-0.103
102	344.800	500	344.600	500	-200	-0.058	102	388.600	800	388.200	800	-400	-0.103
103	345.300	500	345.100	500	-200	-0.058	103	389.400	800	389.000	800	-400	-0.103
104	345.800	400	345.600	400	-200	-0.058	104	390.200	800	389.800	800	-400	-0.103
105	346.200	500	346.000	500	-200	-0.058	105	391.000	800	390.600	800	-400	-0.102
106	346.700	500	346.500	500	-200	-0.058	106	391.800	800	391.400	800	-400	-0.102
107	347.200	500	347.000	500	-200	-0.058	107	392.600	700	392.200	700	-400	-0.102
108	347.700	400	347.500	400	-200	-0.058	108	393.300	700	392.900	700	-400	-0.102
109	348.100	500	347.900	500	-200	-0.057	109	394.000	800	393.600	800	-400	-0.102
110	348.600	500	348.400	500	-200	-0.057	110	394.800	800	394.400	800	-400	-0.101
111	349.100	500	348.900	500	-200	-0.057	111	395.600	700	395.200	700	-400	-0.101
112	349.600	400	349.400	400	-200	-0.057	112	396.300	700	395.900	700	-400	-0.101
113	350.000	500	349.800	500	-200	-0.057	113	397.000	800	396.600	800	-400	-0.101
114	350.500	500	350.300	500	-200	-0.057	114	397.800	700	397.400	700	-400	-0.101
115	351.000	500	350.800	500	-200	-0.057	115	398.500	700	398.100	700	-400	-0.100
116	351.500	400	351.300	400	-200	-0.057	116	399.200	700	398.800	700	-400	-0.100
117	351.900	500	351.700	500	-200	-0.057	117	399.900	800	399.500	800	-400	-0.100
118	352.400	500	352.200	500	-200	-0.057	118	400.700	800	400.300	800	-400	-0.100
119	352.900	500	352.700	500	-200	-0.057	119	401.500	700	401.100	700	-400	-0.100
120	353.400	400	353.200	400	-200	-0.057	120	402.200	700	401.800	700	-400	-0.099
121	353.800	500	353.600	500	-200	-0.057	121	402.900	800	402.500	800	-400	-0.099
122	354.300	500	354.100	500	-200	-0.056	122	403.700	800	403.300	800	-400	-0.099
123	354.800	500	354.600	500	-200	-0.056	123	404.500	700	404.100	700	-400	-0.099
124	355.300	400	355.100	400	-200	-0.056	124	405.200	700	404.800	700	-400	-0.099
125	355.700	500	355.500	500	-200	-0.056	125	405.900	800	405.500	800	-400	-0.099
126	356.200	400	356.000	400	-200	-0.056	126	406.700	800	406.300	800	-400	-0.098
127	356.600	500	356.400	500	-200	-0.056	127	407.500	700	407.100	700	-400	-0.098
128	357.100	400	356.900	400	-200	-0.056	128	408.200	700	407.800	700	-400	-0.098
129	357.500	500	357.300	500	-200	-0.056	129	408.900	800	408.500	800	-400	-0.098
130	358.000	500	357.800	500	-200	-0.056	130	409.700	800	409.300	800	-400	-0.098
131	358.500	500	358.300	500	-200	-0.056	131	410.500	700	410.100	700	-400	-0.097
132	359.000	400	358.800	400	-200	-0.056	132	411.200	700	410.800	700	-400	-0.097
133	359.400	500	359.200	500	-200	-0.056	133	411.900	800	411.500	800	-400	-0.097
134	359.900	500	359.700	500	-200	-0.056	134	412.700	800	412.300	800	-400	-0.097
135	360.400	500	360.200	500	-200	-0.055	135	413.500	700	413.100	700	-400	-0.097
136	360.900	400	360.700	400	-200	-0.055	136	414.200	700	413.800	700	-400	-0.097
137	361.300	500	361.100	500	-200	-0.055	137	414.900	800	414.500	800	-400	-0.096
138	361.800	500	361.600	500	-200	-0.055	138	415.700	800	415.300	800	-400	-0.096
139	362.300	500	362.100	500	-200	-0.055	139	416.500	700	416.100	700	-400	-0.096
140	362.800	400	362.600	400	-200	-0.055	140	417.200	700	416.800	700	-400	-0.096
141	363.200	500	363.000	500	-200	-0.055	141	417.900	800	417.500	800	-400	-0.096
142	363.700	500	363.500	500	-200	-0.055	142	418.700	800	418.300	800	-400	-0.096
143	364.200	500	364.000	500	-200	-0.055	143	419.500	700	419.100	700	-400	-0.095
144	364.700	400	364.500	400	-200	-0.055	144	420.200	700	419.800	700	-400	-0.095
145	365.100		364.900		-200	-0.055	145	420.900	800	420.500	800	-400	-0.095
							146	421.700	800	421.300	800	-400	-0.095
							147	422.500	700	422.100	700	-400	-0.095
							148	423.200	700	422.800	700	-400	-0.095
							149	423.900	800	423.500	800	-400	-0.094
							150	424.700	800	424.300	800	-400	-0.094
							151	425.500	700	425.100	700	-400	-0.094
							152	426.200	700	425.800	700	-400	-0.094
							153	426.900	800	426.500	800	-400	-0.094
							154	427.700	800	427.300	800	-400	-0.094
							155	428.500	700	428.100	700	-400	-0.093
							156	429.200	700	428.800	700	-400	-0.093
							157	429.900	800	429.500	800	-400	-0.093
							158	430.700	800	430.300	800	-400	-0.093
							159	431.500	700	431.100	700	-400	-0.093
							160	432.200	700	431.800	700	-400	-0.093
							161	432.900		432.500		-400	-0.092
再任用	237.000		236.800		-200	-0.084	再任用	279.000		278.800		-200	-0.072

尼崎市5級						
号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差		
1	286.200	2.100	286.200	2.100	0	0.000
2	288.300	2.100	288.300	2.100	0	0.000
3	290.400	2.100	290.400	2.100	0	0.000
4	292.500	2.100	292.500	2.100	0	0.000
5	294.600	2.200	294.600	2.200	0	0.000
6	296.800	2.200	296.800	2.200	0	0.000
7	299.000	2.200	299.000	2.200	0	0.000
8	301.200	2.200	301.200	2.200	0	0.000
9	303.400	2.300	303.400	2.300	0	0.000
10	305.700	2.300	305.700	2.300	0	0.000
11	308.000	2.300	308.000	2.300	0	0.000
12	310.300	2.300	310.300	2.300	0	0.000
13	312.600	2.300	312.600	2.300	0	0.000
14	314.900	2.300	314.900	2.300	0	0.000
15	317.200	2.300	317.200	2.300	0	0.000
16	319.500	2.300	319.500	2.300	0	0.000
17	321.800	2.300	321.800	2.300	0	0.000
18	324.100	2.300	324.100	2.300	0	0.000
19	326.400	2.300	326.400	2.300	0	0.000
20	328.700	2.200	328.700	2.200	0	0.000
21	330.900	2.300	330.900	2.300	0	0.000
22	333.200	2.300	333.200	2.300	0	0.000
23	335.500	2.300	335.500	2.300	0	0.000
24	337.800	2.300	337.800	2.300	0	0.000
25	340.100	2.300	340.100	2.300	0	0.000
26	342.400	2.300	342.400	2.300	0	0.000
27	344.700	2.300	344.700	2.300	0	0.000
28	347.000	2.300	347.000	2.300	0	0.000
29	349.300	2.300	349.300	2.300	0	0.000
30	351.600	2.300	351.600	2.300	0	0.000
31	353.900	2.300	353.900	2.100	0	0.000
32	356.200	2.300	356.000	2.300	-200	-0.056
33	358.500	2.200	358.300	2.100	-200	-0.056
34	360.700	2.200	360.400	2.200	-300	-0.083
35	362.900	2.100	362.600	2.100	-300	-0.083
36	365.000	2.200	364.700	2.200	-300	-0.082
37	367.200	2.200	366.900	2.200	-300	-0.082
38	369.400	2.200	369.100	2.200	-300	-0.081
39	371.600	2.200	371.300	2.200	-300	-0.081
40	373.800	2.200	373.500	2.200	-300	-0.080
41	376.000	2.100	375.700	2.100	-300	-0.080
42	378.100	2.100	377.800	2.100	-300	-0.079
43	380.200	2.100	379.900	2.100	-300	-0.079
44	382.300	2.100	382.000	2.100	-300	-0.078
45	384.400	1.800	384.100	1.700	-300	-0.078
46	386.200	1.800	385.800	1.800	-400	-0.104
47	388.000	1.800	387.600	1.800	-400	-0.103
48	389.800	1.800	389.400	1.800	-400	-0.103
49	391.600	1.700	391.200	1.700	-400	-0.102
50	393.300	1.700	392.900	1.700	-400	-0.102
51	395.000	1.700	394.600	1.700	-400	-0.101
52	396.700	1.700	396.300	1.600	-400	-0.101
53	398.400	1.400	398.000	1.400	-400	-0.100
54	399.800	1.400	399.400	1.400	-400	-0.100
55	401.200	1.400	400.800	1.400	-400	-0.100
56	402.600	1.400	402.200	1.400	-400	-0.099
57	404.000	1.100	403.600	1.100	-400	-0.099
58	405.100	1.100	404.700	1.100	-400	-0.099
59	406.200	1.100	405.800	1.100	-400	-0.098
60	407.300	1.100	406.900	1.100	-400	-0.098
61	408.400	900	408.000	900	-400	-0.098
62	409.300	900	408.900	900	-400	-0.098
63	410.200	800	409.800	800	-400	-0.098
64	411.000	800	410.600	800	-400	-0.097
65	411.800	800	411.400	800	-400	-0.097
66	412.600	800	412.200	800	-400	-0.097
67	413.400	800	413.000	800	-400	-0.097
68	414.200	800	413.800	800	-400	-0.097
69	415.000	800	414.600	800	-400	-0.096
70	415.800	800	415.400	800	-400	-0.096
71	416.600	800	416.200	800	-400	-0.096
72	417.400	700	417.000	700	-400	-0.096
73	418.100	800	417.700	800	-400	-0.096
74	418.900	800	418.500	800	-400	-0.095
75	419.700	800	419.300	800	-400	-0.095
76	420.500	800	420.100	800	-400	-0.095
77	421.300	800	420.900	800	-400	-0.095
78	422.100	800	421.700	800	-400	-0.095
79	422.900	800	422.500	800	-400	-0.095
80	423.700	800	423.300	800	-400	-0.094
81	424.500	800	424.100	800	-400	-0.094

尼崎市5級						
号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差		
82	425.300	800	424.900	800	-400	-0.094
83	426.100	800	425.700	800	-400	-0.094
84	426.900	800	426.500	800	-400	-0.094
85	427.700	800	427.300	800	-400	-0.094
86	428.500	800	428.100	800	-400	-0.093
87	429.300	800	428.900	800	-400	-0.093
88	430.100	700	429.700	700	-400	-0.093
89	430.800	800	430.400	800	-400	-0.093
90	431.600	800	431.200	700	-400	-0.093
91	432.400	800	431.900	800	-500	-0.116
92	433.200	800	432.700	800	-500	-0.115
93	434.000	800	433.500	800	-500	-0.115
94	434.800	800	434.300	800	-500	-0.115
95	435.600	800	435.100	800	-500	-0.115
96	436.400	800	435.900	800	-500	-0.115
97	437.200	800	436.700	800	-500	-0.114
98	438.000	800	437.500	800	-500	-0.114
99	438.800	800	438.300	800	-500	-0.114
100	439.600	800	439.100	800	-500	-0.114
101	440.400	800	439.900	800	-500	-0.114
102	441.200	800	440.700	800	-500	-0.113
103	442.000	800	441.500	800	-500	-0.113
104	442.800	800	442.300	800	-500	-0.113
105	443.600	800	443.100	800	-500	-0.113
106	444.400	800	443.900	800	-500	-0.113
107	445.200	800	444.700	800	-500	-0.112
108	446.000	800	445.500	800	-500	-0.112
109	446.800	800	446.300	800	-500	-0.112
110	447.600	800	447.100	800	-500	-0.112
111	448.400	800	447.900	800	-500	-0.112
112	449.200	800	448.700	800	-500	-0.111
113	450.000	800	449.500	800	-500	-0.111
114	450.800	800	450.300	800	-500	-0.111
115	451.600	800	451.100	800	-500	-0.111
116	452.400	800	451.900	800	-500	-0.111
117	453.200		452.700		-500	-0.110
再任用	315,000		314,700		-300	-0.095

生活補給金の改定

年齢	現基準額 (改定前)			H22.12.1適用 (改定後)		
	号給	月額	基準額	号給	月額	基準額
			$\times 1.1 \times 0.8$			$\times 1.1 \times 0.8$
30	3-21	243,400	214,200	3-21	243,400	214,200
31	3-25	251,100	221,000	3-25	251,100	221,000
32	3-29	259,300	228,200	3-29	259,300	228,200
33	3-33	267,200	235,100	3-33	267,200	235,100
34	3-37	275,200	242,200	3-37	275,200	242,200
35	3-41	283,200	249,200	3-41	283,200	249,200
36	3-45	290,800	255,900	3-45	290,800	255,900
37	3-49	298,400	262,600	3-49	298,400	262,600
38	3-53	305,600	268,900	3-53	305,600	268,900
39	3-57	312,400	274,900	3-57	312,300	274,800
40-55	3-61	318,400	280,200	3-61	318,200	280,000

嘱託員の報酬改定等について（メモ）

H22.11.5

組 合 要 求	回 答
<p style="text-align: center;">賃金・労働条件について</p> <p>1 正規職員化について</p> <p>恒常的な業務に配属されている地公法3条3項3号職員の不当な位置づけを改め、早急に正規職員化すること。</p> <p>また、任期による差別を改め、同一価値労働同一賃金に基づく均等待遇を実現すること。</p> <p>2 学校給食の民間委託について</p> <p>施設改善と抱き合わせに、給食の充実を謳って調理業務の民間委託が（2008年4月4校、2009年4校、2010年5校）推し進められ、現在13校がすでに民間委託され、十分な検証も行われなまま実施されています。2011年には、未整備校も含め11校の委託が強行されようとしています。</p> <p>学校給食は教育の一環であり、子供が健全で心身に豊かに育つために、市が責任をもって行うべき業務であると考えます。そして、市民のライフラインの確保の点でも直営堅持すべき職場です。より良い給食の提供には、施設の整備はもちろんのこと、業務を担う労働者が定着してこそ実現するものと考えます。これらの視点に立って、調理業務は直営を堅持し、委託計画を撤回すること。</p> <p>3 雇用について</p> <p>現在任用されている嘱託職員の現職での雇用を保障すること。</p>	<p>1</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>2</p> <p>「尼崎市立小学校・尼崎養護学校給食調理業務見直しに係る実施計画」では、給食内容の充実を早期に達成するため、4か年間で施設整備し、全校の委託化を完了するとしていた。</p> <p>しかしながら、学校施設耐震化事業との関係から、整備校と未整備校との間の給食内容について均衡を逸する状態が長期化することとなったため、未整備校に対して一定の対策を講じ、できる限り給食内容の充実を図っていくとともに、引き続き委託化を進めていく。</p> <p>なお、平成23年度向けの学校給食の委託内容については、平成22年10月12日に提案したメモのとおりである。</p> <p>また、委託の検証については、各学校毎に設置した学校給食運営委員会にて、児童、教職員、保護者アンケートを行うなどして実施している。</p> <p>3</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>なお、学校給食の調理師嘱託員については、平成22年10月12日に提案したとおり、希望退職を</p>

組 合 要 求	回 答															
<p>高年齢者雇用制度の導入により 65 歳までの雇用延長は可能となっていますが、65 歳までの継続雇用とすること。</p> <p>現在、高齢者雇用されている者については、賃金労働条件の改善を行うこと。</p> <p>4 賃金制度の改善について</p> <p>マイナス人勸を理由とした 2 度の賃金引き下げが強行されたことにより、2003 年度からの交渉経過、経緯をふまえて「賃金表は創ります」「賃金表の創設については、19 年度（2007 年）実施を視野に入れて」協議に入りましたが、具体案も示されな いまま、実施の目処も立たない状況にあります。</p> <p>2011 年度には導入できるように誠意をもって以下を具体化すること。</p> <p>正規職員を基本とした均等を図った賃金表を創設すること。</p> <p>国の非常勤給与決定指針に従い、職務経験を考慮した賃金とすること。</p> <p>健康で文化的な生活が保障される賃金にすること。</p>	<p>募り、今回に限り、離職慰労金を加算するとともに、さらに希望する者については、本市の給食調理業務委託予定業者へ紹介する。</p> <p>また、栄養士の資格を有する者で、嘱託栄養士への転職を希望する者については、適正試験を実施する。</p> <p>、 現行どおりとする。</p> <p>4</p> <p>～ 平成 23 年 4 月 1 日から、報酬月額を次のとおり改定する。</p> <p>報酬月額 162,400 円（A ランク）の者 162,100 円 報酬月額 173,800 円（B ランク）の者 173,500 円 報酬月額 192,900 円（C ランク）の者 192,500 円 報酬月額 212,400 円（D ランク）の者 212,000 円 報酬月額 241,200 円（E ランク）の者 240,800 円 報酬月額 150,200 円（高年齢者委嘱制度の適用を受ける嘱託員）の者 149,900 円</p> <p>に改定する。</p> <p>また、保育所の保育業務及び児童ホームの業務、幼稚園の業務、尼崎養護学校の生活介助業務の報酬については次のとおり改定する。</p> <table border="1" data-bbox="817 1668 1452 2038"> <thead> <tr> <th>上記職務に係る 引続く委嘱業務</th> <th>現行 報酬月額</th> <th>改定後 報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 年未満の者</td> <td>168,100 円</td> <td>167,800 円</td> </tr> <tr> <td>5 年以上 10 年未満の者</td> <td>173,700 円</td> <td>173,400 円</td> </tr> <tr> <td>10 年以上 15 年未満の者</td> <td>178,200 円</td> <td>177,900 円</td> </tr> <tr> <td>15 年以上 20 年未満の者</td> <td>181,800 円</td> <td>181,400 円</td> </tr> </tbody> </table>	上記職務に係る 引続く委嘱業務	現行 報酬月額	改定後 報酬月額	5 年未満の者	168,100 円	167,800 円	5 年以上 10 年未満の者	173,700 円	173,400 円	10 年以上 15 年未満の者	178,200 円	177,900 円	15 年以上 20 年未満の者	181,800 円	181,400 円
上記職務に係る 引続く委嘱業務	現行 報酬月額	改定後 報酬月額														
5 年未満の者	168,100 円	167,800 円														
5 年以上 10 年未満の者	173,700 円	173,400 円														
10 年以上 15 年未満の者	178,200 円	177,900 円														
15 年以上 20 年未満の者	181,800 円	181,400 円														

組 合 要 求	回 答		
<p>5 退職金制度の改善について</p> <p>昨年度は、31年以上勤務した者が退職し、退職金（離職時慰労金）は若干の改善が見られたものの、依然として正規職員と比すると大きな格差があります。長年に渡って正規職員との間には賃金格差を受け続けた上に、退職時に最も大きな格差をもたらす現行の退職金制度について、早急に改善すること。</p> <p>勤続1年から退職するまでの間、正規職員と同様に一年毎の率支給にすること。</p> <p>定年退職と公務内外の死傷退職に対しては増率すること。</p> <p>本人の希望等により任用職場が変わった場合についても継続雇用を認め、勤続年数を通算すること。</p> <p>6 超勤手当について</p> <p>正規職員の削減、また社会情勢の変化、法改正等によって、業務内容も多様、複雑化し、業務量の増加によって、超勤の必要性が増している現状があります。しかし、職場によっては、未だに嘱託に超勤手当を支給するという認識がないために、サービス残業せざる負えない実態があります。</p> <p>超勤手当の支給について、再度、周知徹底すること。</p> <p>業務の実態に照らして必要な超勤手当の費用については、予算化していくこと。</p>	20年以上25年未満の者	184,300円	183,900円
	25年以上の者	185,800円	185,400円
	<p>なお、賃金表に係る課題については、賃金小委員会等の場で引続き協議を行う。</p>		
	5	<p>、 離職慰労金制度については、現行どおりとする。</p> <p>なお、学校給食の調理師嘱託員にかかる離職慰労金の加算については、しかるべき時期に説明する。</p> <p>すでにそのような取扱いを行っているところである。</p>	
	6	<p>、 引き続き、適切な運用に努めていく。</p> <p>なお、平成23年4月1日から、月60時間を超える超過勤務に日曜日又はこれに相当する日の勤務を含めることとする。</p>	

組 合 要 求	回 答
<p>7 その他の手当について</p> <p>地域手当を正規職員と同様に支給すること。</p> <p>昨夏の人勧では非常勤の給与に関する指針が出され、そのガイドラインの中には、地域も考慮して支給決定する旨記入されております。尼崎市も早急に改善し支給すること。</p> <p>住宅手当を正規職員と同様に支給すること。</p> <p>扶養手当を正規職員と同様に支給すること。</p>	<p>7</p> <p>～ 現行どおり支給する考えはない。</p>
<p>8 有給休暇について</p> <p>生理休暇を有給にすること。</p> <p>育児休業休暇を正規職員と同様に改善すること</p> <p>私療休暇を正規職員と同様に改善すること。</p> <p>介護休暇を正規職員と同様に改善すること。</p> <p>リフレッシュ休暇を正規職員と同様に創設すること。</p>	<p>8</p> <p>～ 現行どおりとする。</p>
<p>9 被服について</p> <p>調理職場における被服については、貸与期間、枚数、支給方法を正規職員と同様にすること。</p>	<p>9</p> <p>現行どおりとする。</p>
<p>10 パソコンの支給について</p> <p>嘱託職員への支給基準を明らかにすること。</p> <p>業務上必要がある職場については、必要な台数を直ちに支給すること。</p>	<p>10</p> <p>パソコンの配置については、職場の判断による必要台数の要求があり、その職場と協議の上配置を実施している。</p> <p>また、配置方法を個人貸与から課（または担当、グループ）への貸与にしたことにより申請があれば、配置台数の範囲内でパソコンの利用が可能としている。</p>
<p>11 福利厚生について</p> <p>社会保険、厚生年金などの諸手続きに際しては、支障のないように配慮していくこと。</p>	<p>11</p> <p>諸手続きについて、支障のないよう引き続き取り組みたい。</p>
<p>12 労働条件の変更について</p> <p>労働条件の変更については、事前に組合と協議</p>	<p>12</p> <p>現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>し、一方的に行わないこと。</p> <p>13 労働組合としての基本的権利について 市職員労組と隣接する組合事務所設置すること。</p> <p>組合掲示板を設置すること。 団体交渉を職免で行うこと。</p> <p>退職金制度の確立と改善について</p> <p>1 正規職員と同じ計算式の「退職金制度」を 2010 年度中に確立すること。また、恒常的業務に就く臨時職員についても、同等の制度を確立すること。</p> <p>2 支給月数計算は、雇用形態の変更に問わず、採用年まで遡って行うこと。</p>	<p>13</p> <p>～ 現行どおりとする。</p> <p>1、2 嘱託員については、賃金・労働条件に係る要求書「5 退職金制度の改善について」における回答のとおりとし、臨時的任用職員についてはしかるべき場で協議する。</p>

本回答に対する諾否については、平成 22 年 11 月 16 日（火）午前 9 時までにはされたい。

以 上
（給与担当）

平成 22 年 12 月に支給する割増報酬等について（メモ）

H22.11.19

『平成 22 年 12 月に支給する割増報酬について（メモ）』[平成 22 年 11 月 5 日付け回答]及び『嘱託員の報酬改定等について（メモ）』[平成 22 年 11 月 5 日付け回答]の内容の一部を、次のとおり修正する。

1 『平成 22 年 12 月に支給する割増報酬について（メモ）』

修正前	修正後
<p>平成 22 年 12 月 1 日に在職する者に、以下の区分により支給する。</p> <p>1 支給額</p> <p>報酬月額が 192,900（C ランク）の者 報酬月額×1.44 月×期間率</p> <p>報酬月額が 212,400（D ランク）の者 一律 257,000 円</p> <p>・ 略</p> <p>その他（A ランク・B ランク）の者 報酬月額×1.68 月×期間率</p>	<p>平成 22 年 12 月 1 日に在職する者に、以下の区分により支給する。</p> <p>1 支給額</p> <p>報酬月額が 192,900（C ランク）の者 報酬月額×1.54 月×期間率</p> <p>報酬月額が 212,400（D ランク）の者 一律 276,000 円</p> <p>・ 略</p> <p>その他（A ランク・B ランク）の者 報酬月額×1.78 月×期間率</p>

2 『嘱託員の報酬改定等について（メモ）』

修正前	修正後																					
<p>4 ~ 平成 23 年 4 月 1 日から、報酬月額を次のとおり改定する。 報酬月額 162,400 円（A ランク）の者 162,100 円 報酬月額 173,800 円（B ランク）の者 173,500 円 報酬月額 192,900 円（C ランク）の者 192,500 円 報酬月額 212,400 円（D ランク）の者 212,000 円 報酬月額 241,200 円（E ランク）の者 240,800 円 報酬月額 150,200 円（高年齢者委嘱制度の適用を受ける嘱託員）の者 149,900 円 に改定する。 また、保育所の保育業務及び児童ホームの業務、幼稚園の業務、尼崎養護学校の生活介助業務の報酬については次のとおり改定する。</p>	<p>4 ~ 現行どおりとする。 なお、報酬表に係る課題については、賃金小委員会等の場で引続き協議を行う。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1256 443 1352">上記職務に係る 引続く委嘱業務</th> <th data-bbox="443 1256 619 1352">現行 報酬月額</th> <th data-bbox="619 1256 786 1352">改定後 報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1352 443 1406">5 年未満の者</td> <td data-bbox="443 1352 619 1406">168,100 円</td> <td data-bbox="619 1352 786 1406">167,800 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1406 443 1503">5 年以上 10 年未満の者</td> <td data-bbox="443 1406 619 1503">173,700 円</td> <td data-bbox="619 1406 786 1503">173,400 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1503 443 1599">10 年以上 15 年未満の者</td> <td data-bbox="443 1503 619 1599">178,200 円</td> <td data-bbox="619 1503 786 1599">177,900 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1599 443 1695">15 年以上 20 年未満の者</td> <td data-bbox="443 1599 619 1695">181,800 円</td> <td data-bbox="619 1599 786 1695">181,400 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1695 443 1792">20 年以上 25 年未満の者</td> <td data-bbox="443 1695 619 1792">184,300 円</td> <td data-bbox="619 1695 786 1792">183,900 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1792 443 1845">25 年以上の者</td> <td data-bbox="443 1792 619 1845">185,800 円</td> <td data-bbox="619 1792 786 1845">185,400 円</td> </tr> </tbody> </table>	上記職務に係る 引続く委嘱業務	現行 報酬月額	改定後 報酬月額	5 年未満の者	168,100 円	167,800 円	5 年以上 10 年未満の者	173,700 円	173,400 円	10 年以上 15 年未満の者	178,200 円	177,900 円	15 年以上 20 年未満の者	181,800 円	181,400 円	20 年以上 25 年未満の者	184,300 円	183,900 円	25 年以上の者	185,800 円	185,400 円	<p>なお、報酬表に係る課題については、賃金小委員会等の場で引続き協議を行う。</p>
上記職務に係る 引続く委嘱業務	現行 報酬月額	改定後 報酬月額																				
5 年未満の者	168,100 円	167,800 円																				
5 年以上 10 年未満の者	173,700 円	173,400 円																				
10 年以上 15 年未満の者	178,200 円	177,900 円																				
15 年以上 20 年未満の者	181,800 円	181,400 円																				
20 年以上 25 年未満の者	184,300 円	183,900 円																				
25 年以上の者	185,800 円	185,400 円																				

以 上
 （給与担当）

妥結事項・継続交渉事項

11月5日・11月16日・11月19日の3回にわたる確定交渉の結果を受け、11月25日に次の項目について妥結に至った。

妥結事項

1 平成22年度給与改定

行政職給料表の改定

国家公務員行政職俸給表(1)の改定に準じ、行政職給料表2級73号以上、3級56号以上、4級58号以上及び5級32号以上について引下げ改定を行う。

55歳以上でかつ5級以上の職員の給料月額及び管理職手当の改定

当分の間、55歳以上でかつ行政職給料表5級以上の職員については、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額(平成19年3月31日時点の給料月額との差額を保障した後の額含む。)及び管理職手当(平成19年3月31日時点の管理職手当との差額を保障した後の額含む。)についても、1.5%の削減措置を行う。

月60時間を超える超過勤務時間の積算の基礎

月60時間を超える超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとする。

適用日

- ・平成22年12月1日
- ・平成23年4月1日

2 期末・勤勉手当の支給[平成22年12月10日支給]

組合要求2.69月プラス2万円

区分	期末手当	勤勉手当	合計
定年前職員(3級・4級・5級)	1.200月	0.560月	1.760月
定年前職員(2級)	1.215月	0.567月	1.782月
定年前職員(1級)	1.230月	0.574月	1.804月
再任用職員(フルタイム)	0.680月	0.280月	0.960月
再任用職員(週30時間)	0.112月	0.048月	0.160月

定年前職員組合員ベースの平均支給額

725,240円(前年度906,910円 前年比 181,670円 20.0%)

(カッコ内)数値は昨年比

3 平成 23 年度の臨時的任用職員の賃金日額

単位：円

職種	区分	現行	改定後	引上額
事務職	高校卒以上又は 18 歳以上 (高校在学中の者を除く)	7,310	7,340	30
	その他	6,560	6,590	30
現業職	環境部の作業員	9,180	9,220	40
	その他作業員	8,500	8,540	40
	業務員、用務員及び調理師	8,050	8,080	30
	調理補助(半日勤務)	4,130	4,150	20
医療職	保健師	13,890	13,940	50
	看護師	9,770	9,810	40
	栄養士	9,660	9,700	40
保育士	有資格者	9,190	9,230	40
	その他	8,130	8,170	40
	パート保育士(時間単価)	1,370	1,380	10
技術職	環境・衛生職(無資格)	8,860	8,900	40

継続交渉事項

- 1 平成 23 年度向け合理化提案項目について
 - リハビリテーション事業の委託
 - 小学校給食調理業務の委託
 - 図書館業務にかかる指定管理者制度の導入
- 2 平成 23 年度以降の地域手当の削減措置について
- 3 技能労務職給料表の導入について

< 参考 >

尼崎市嘱託職員労働組合との妥結事項・継続交渉事項

妥結事項

1 平成 23 年度報酬改定

現行どおりとする。

A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	E ランク	再雇用
162,400 円	168,100 円 ~ 185,800 円	192,900 円	212,400 円	241,200 円	150,200 円

2 平成 22 年 12 月期割増報酬

現行どおりとする。

A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	E ランク	再雇用
1.78 月 289,072 円	1.78 月 299,218 円 ~ 330,724 円	1.54 月 297,066 円	276,000 円	261,000 円	250,000 円

継続交渉事項

平成 23 年度向け合理化提案項目について（小学校給食調理業務の委託）